⑷ Construction period : October 31, 2018
⑸ Construction place : As the tender explanatory pamphlet shows
⑹ Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding System https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/
⑺ Qualification for participating in the tendering procedures, Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person Under Conservatorship or person Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③ not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.
④ Have specific qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2017／2018. Please contact the contact information below ⑽ for more details.
⑤ have proven to have actually constructed and have the ability to construct the buildings concerned or the buildings with similar to that of the buildings concerned.
⑻ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic procurement system : 17 : 00 October 7, 2016
⑼ Time-limit for the submission of tenders by electronic procurement system : 17 : 00 December 12, 2016 (tenders brought along with : 10 : 00 December 13, 2016 or submitted by registered mail : 17 : 00 December 12, 2016)
⑽ Contact point for tender documentation : Accounting Division, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 4―1―76 Otemae, Chuo-ku, Osaka, 540―8559 Japan. TEL 06―6949―6206

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 28 年 9 月 7 日
支出負担行為担当官
大阪航空局長　千山　善幸
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27
○阪空経第 175 号
1　工事概要
⑴ 品目分類番号　41
⑵ 工事名　大分空港01側進入灯橋梁設置工事
⑶ 工事場所　大分県国東市武蔵町糸原大海田（大分空港）
⑷ 工事内容　大分空港進入灯柱の老朽化に伴い、橋梁形式による整備を行うものであり、工場製作工、橋梁基礎工、橋梁下部工、桁架設工、構造物撤去工等を施工するものである。
（上部構造）連続鋼管桁橋　延長約792m
鋼材重量　約719 t
・鋼 9 径間連続鋼管桁橋（φ1,200㎜）Ｌ＝約228m・鋼単純下路床鈑桁橋Ｌ＝約64m・鋼 3 径間連続鋼管桁橋（φ914.4㎜）Ｌ＝約80m・鋼 7 径間連続鋼管桁橋（φ812.8㎜）Ｌ＝約210m・鋼 7 径間連続鋼管桁橋（φ812.8㎜）Ｌ＝約210m・手摺設置1,689m・床版架設（グレーチング）1,550㎡・クロスバー、検査路、伸縮装置１式
（下部構造）橋脚29基　鋼管杭118本総延長約5,177m・鋼管杭（φ900㎜）Ｌ＝約41m　52本・鋼管杭（φ1,000㎜）Ｌ＝約43m　12本・鋼管杭（φ1,200㎜）Ｌ＝約47m　24本・鋼管杭（φ1,500㎜）Ｌ＝約46m　30本
既設進入灯撤去
・既設進入灯施設　22基　重量約158 t
⑸ 工期　契約締結日の翌日から平成30年12月28日まで
⑹ 使用する主要な資機材
鋼管桁（φ812.8～φ1200）約719 t
鋼管杭（φ600～φ1500）118本
コンクリート　約959㎥
鉄筋　約98 t
⑺ 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑼ 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。
⑽ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾ 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 開札時までに大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶ 特定ＪＶの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,200点以上であること。特定ＪＶの構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,100点以上であること。
⑷ 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑹ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。